

**猪名川町火災予防条例の改正内容**は以下の通りになります。(町ホームページより抜粋)

1 に関しては該当される出店者において各自対応お願いいたします。

2 に関しては実行委員会でとりまとめて届出いたしますので、出店内容について具体的に  
出店申込書に記載頂けます様よろしくをお願いいたします。

## ① 屋内又は屋外での催しにおける消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して、次の1～5までの器具(以下「対象火気器具等」といいます。)を使用する場合は、消火器の準備をして下さい。

- 1 灯油、アルコールなどの液体燃料を使用する器具
- 2 練炭、炭、まきなどの固体燃料を使用する器具
- 3 LPガス、カセットボンベなどの気体燃料を使用する器具
- 4 電気ヒータ、電気コンロ・ホットプレートなどの電気を熱源とする器具
- 5 火消つぼなど、使用に際し火災の発生のおそれのある器具

## ② 対象火気器具等を使用して露店等を開設しようとする場合の届出

対象火気器具等を使用して露店等を開設しようとする場合は、事前に露店等の開設届出書を2部提出して下さい。